

第 28 表 一般保護事件の終局総人員—付添人の種類別非行別—
—全家庭裁判所

非 行	総 数	付 添 人 数	付 添 人					あ り	そ の 他
			総 数	弁 護 士	う ち 私 選 ¹⁾	う ち 国 選 ¹⁾	保 護 者		
総 数	48 886	40 645	8 241	8 055	7 679	376	35	151	
刑 法 犯 総 数	43 444	35 933	7 511	7 349	6 980	369	33	129	
窃 盗	25 743	22 221	3 522	3 431	3 431	-	19	72	
強 盗	160	27	133	133	57	76	-	-	
詐 欺	538	342	196	194	194	-	-	2	
恐 喝	1 144	666	478	474	474	-	-	4	
横 領	12	11	1	1	1	-	-	-	
遺 失 物 等 横 領	4 016	3 954	62	51	51	-	4	7	
盗 品 譲 受 け 等	832	789	43	42	42	-	1	-	
傷 害 致 死	5 087	3 295	1 792	1 769	1 764	5	2	21	
暴 行	22	1	21	21	6	15	-	-	
脅 迫	859	713	146	135	135	-	3	8	
脅 迫	87	62	25	25	25	-	-	-	
殺 人 (死 亡 せ せ た 罪)	11	-	11	11	-	11	-	-	
殺 人 (そ の 他)	15	1	14	14	4	10	-	-	
強 盗 致 死 傷	286	20	266	266	75	191	-	-	
強 盗 致 死	2	-	2	2	-	2	-	-	
強 盗 強 姦 致 死	-	-	-	-	-	-	-	-	
強 盗 強 姦 致 死	3	-	3	3	-	3	-	-	
強 姦 致 死	-	-	-	-	-	-	-	-	
強 姦 致 死	49	7	42	42	28	14	-	-	
集 団 強 姦 致 死	-	-	-	-	-	-	-	-	
集 団 強 姦	15	2	13	13	6	7	-	-	
わ い せ つ	405	221	184	183	177	6	-	1	
賭 博	11	11	-	-	-	-	-	-	
住 居 侵 入	1 920	1 747	173	166	166	-	-	7	
放 火	68	20	48	47	24	23	-	1	
失 火	12	11	1	1	1	-	-	-	
過 失 致 死 傷	327	323	4	4	4	-	-	-	
業 務 上 (重) 過 失 致 死 傷	61	60	1	1	1	-	-	-	
往 来 妨 害	15	9	6	5	3	2	-	1	
器 物 損 壊 等	1 139	992	147	141	141	-	3	3	
公 務 執 行 妨 害	174	91	83	83	83	-	-	-	
そ の 他	431	337	94	91	87	4	1	2	
特 別 法 犯 総 数	5 064	4 547	517	504	497	7	2	11	
暴 力 行 為 等 処 罰 二 関 ス ル 法 律	354	287	67	66	66	-	-	1	
道 路 運 送 車 両 法	184	172	12	12	12	-	-	-	
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	208	194	14	14	13	1	-	-	
軽 罪 法	1 488	1 474	14	13	13	-	-	1	
売 春 防 止 法	39	23	16	15	15	-	-	1	
風 俗 営 業 等 の 規 制 及 び 業 務 の 適 正 化 等 に 関 す る 法 律 等	66	50	16	16	16	-	-	-	
麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法 等	82	35	47	47	47	-	-	-	
覚 せ い 剤 取 締 法	172	42	130	130	126	4	-	-	
出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法	41	39	2	2	2	-	-	-	
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	131	112	19	17	17	-	2	-	
そ の 他	2 299	2 119	180	172	170	2	-	8	
ぐ 犯	378	165	213	202	202	-	-	11	

1) 私選付添人が選任されたため国選付添人が解任された場合など、私選付添人と国選付添人の双方が選任された場合は国選付添人として計上してある。

第29表 一般保護事件の終局総人員—付添人の種類別終局決定別—全家庭裁判所

終局決定	総 数	付 添 人 な し	付 添 人 あ り					保 護 者	そ の 他
			総 数	弁 護 士	う ち 私 選 1)	う ち 国 選 1)	保 護 者		
総 数	48 886	40 645	8 241	8 055	7 679	376	35	151	
検 察 官 へ 送 致	548	400	148	147	110	37	-	1	
刑 事 処 分 相 当 年 齢 超 過	187 361	76 324	111 37	111 36	77 33	34 3	-	- 1	
保 護 処 分	15 796	8 452	7 344	7 202	6 869	333	31	111	
保 護 観 察 児 童 自 立 支 援 施 設 又 は 児 童 養 護 施 設 へ 送 致	12 339 270	7 713 91	4 626 179	4 507 177	4 416 167	91 10	28 -	91 2	
少 年 院 へ 送 致	3 187	648	2 539	2 518	2 286	232	3	18	
初 等	680	185	495	489	434	55	1	5	
中 等	2 374	443	1 931	1 916	1 755	161	2	13	
特 別	58	6	52	52	44	8	-	-	
医 療	75	14	61	61	53	8	-	-	
知 事 又 は 児 童 相 談 所 長 へ 送 致	208	140	68	66	65	1	-	2	
強 制	28	14	14	14	14	-	-	-	
非 強 制	180	126	54	52	51	1	-	2	
不 処 分	9 799	9 234	565	530	525	5	4	31	
保 護 的 措 置	8 529	8 138	391	363	363	-	2	26	
別 件 保 護 中	1 232	1 075	157	150	146	4	2	5	
非 行 無 し	36	20	16	16	15	1	-	-	
所 在 不 明 等	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	2	1	1	1	1	-	-	-	
審 判 不 開 始	22 535	22 419	116	110	110	-	-	6	
保 護 的 措 置	19 994	19 930	64	59	59	-	-	5	
別 件 保 護 中	2 070	2 041	29	28	28	-	-	1	
事 案 軽 微	275	274	1	1	1	-	-	-	
非 行 無 し	10	9	1	1	1	-	-	-	
所 在 不 明 等	156	138	18	18	18	-	-	-	
そ の 他	30	27	3	3	3	-	-	-	

1) 第28表脚注1)参照